

## 元会員の横領事件について

本会に所属しておりました元会員の業務上横領事件について、福岡地方裁判所より懲役3年執行猶予5年の判決が下されました。この事件は、元会員が理事長を務めていたNPO法人において2016年7月以降、成年被後見人の財産を横領したほか、同様の目的で、相続人に引き継いだように装った書類を作成し、福岡家庭裁判所に提出したというものです。

このような事件が起こり、被害者の方々は元より、県民の皆様が大変なご不安とご心労をお感じになられたこと、そしてなによりも大きな憤りをもって報道をご覧になったであろうことを思うと、誠に遺憾であります。

そもそも成年後見人は、県民の皆様の信頼のもとに高齢者や障がい者の方の代弁者となってその権利を擁護すべき立場にあるべきところ、引き起こした事態は、かかる専門職の使命を一顧だにしない所業であるとともに、社会の信頼を失墜させるだけでなく、成年後見制度そのものへの冒瀆であり、本会として到底許容しうるものではありません。

本会も成年後見人を推薦し、成年後見制度を推進する立場にあることから、この判決を厳粛に受け止め、今般の重大な事態に鑑み検証を行うとともに、その検証結果に基づき本会所属の全会員に対し、職業倫理につき今一度真摯に各自が向き合うよう徹底した指導を行い、さらには着実に再発防止に向けた取り組みを進めていく所存です。

2023年 3月24日

公益社団法人 福岡県社会福祉士会

会長 高 田 裕 矢